

議案第249号

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年12月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、青果市場の機能を補完し、及び市場の利用者に便益を図るため、南部中継所及び西部中継所を整備することに伴い、その使用料の額を定める等の必要があるによる。

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

福岡市中央卸売市場業務条例（昭和46年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。目次中「市場施設の使用（第71条－第79条）」を「市場施設等の使用（第71条－第79条の2）」に改める。

第5章の章名中「市場施設」を「市場施設等」に改め、同章中第79条の次に次の1条を加える。

（市場関連施設）

第79条の2 市長は、次のとおり市場関連施設（市場外の用地及び建物であって、市場の機能を補完し、及び市場の利用者に便益を提供する施設をいう。以下この条において同じ。）を置く。

名 称	位 置	用 途
南部中継所	福岡市博多区那珂六丁目	青果市場に出荷される物品及び青果市場で販売された物品の配送の中継
西部中継所	福岡市西区石丸四丁目	

2 市場関連施設の使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額に100分の108を乗じて得た額の範囲内で規則で定める。

- (1) 南部中継所使用料 1月施設一式につき438,840円
 - (2) 西部中継所使用料 1月施設一式につき499,000円
- 3 第71条第1項から第3項まで、第72条から第77条まで、第78条（第1項を除く。）、前条、第80条の2第2項及び第94条の規定は、市場関連施設について準用する。

附 則

この条例は、平成28年2月12日から施行する。